

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

16野農建第30-1号

平成17年1月19日

内閣総理大臣 殿

野沢温泉村長 高橋 善造

平成16年6月21日付で認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

1. 変更事項

4. 構造改革特別区域の特性

(4) 周辺地域の特徴

5. 構造改革特別区域計画の意義

6. 構造改革特別区域計画の目標

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

8. 特定事業の名称

別紙

2. 変更事項の内容

6月21日に認定された「湯の郷・野沢温泉どぶろく特区」計画書の目標である「農業における地産地消の理念により自ら作った米で濁酒を造り訪れる方をもてなす事により、農業を主体とした地域の再活性化をはかる」を更に推し進めるため、計画書中 8. 特定事業の名称 に1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業を追加し目標の達成に資するものとする。

別表のとおり(別紙 1001 の追加を含む)

(別 表)

新	旧
<p>4. 構造改革特別区域の特性 (4)周辺地域の特徴 (略)</p> <p>このような中、近年農業と観光を結びつけ地域の活性化を図る動きがあり、北信州みゆき農業協同組合(当時:いいやまみゆき農協)が平成4年頃から学校とタイアップし自然体験教室を開催したり、隣市の飯山市では菜の花と観光を結びつけ平成16年で第21回を数える「菜の花まつり」を開催し多数の観光客を集客し賑わいを見せている。当村でも農業と観光を結びつけようとする動きが見られ、グリーンツーリズムを主体とした村内有志の「あったかの郷」と言った団体が発足して集客を図っているが、行政においても農業と観光による立村を取り戻し地域の活性化を図るべく様々な手段を講ずることが急務となっている。</p> <p><u>また、近年山際の農地を中心に耕作放棄が進み2000年農林業センサスでは25haを超える耕作放棄地が存在し、1990年との面積比較で118.9%と増加している。また、農業就業人口における高齢化率も平成2年の22.4%から平成12年現在で29.1%と増加しており、今後更に高齢化が進むものと思われる。農地の多面的機能を保持するため、耕作放棄地の解消が当村のもう一つの課題である。</u></p>	<p>4. 構造改革特別区域の特性 (4)周辺地域の特徴 (略)</p> <p>このような中、近年農業と観光を結びつけ地域の活性化を図る動きがあり、北信州みゆき農業協同組合(当時:いいやまみゆき農協)が平成4年頃から学校とタイアップし自然体験教室を開催したり、隣市の飯山市では菜の花と観光を結びつけ平成16年で第21回を数える「菜の花まつり」を開催し多数の観光客を集客し賑わいを見せている。当村でも農業と観光を結びつけようとする動きが見られ、グリーンツーリズムを主体とした村内有志の「あったかの郷」と言った団体が発足して集客を図っているが、行政においても農業と観光による立村を取り戻し地域の活性化を図るべく様々な手段を講ずることが急務となっている。</p>
<p>5. 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>当村においては、永い歴史の中から湯治場・スキー産業により多くの宿泊施設が生まれ、現在旅館24件・民宿316件程度あるがそのうち農業を営んでいるものは245件である。そのほとんどが水田面積15a程度の小規模経営である。このことを背景に野沢温泉村内において農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図る</p>	<p>5. 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>当村においては、永い歴史の中から湯治場・スキー産業により多くの宿泊施設が生まれ、現在旅館24件・民宿316件程度あるがそのうち農業を営んでいるものは245件である。そのほとんどが水田面積15a程度の小規模経営である。このことを背景に野沢温泉村内において農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図る</p>

新	旧
<p>事を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては村の活性化に繋がる物と考える。</p> <p><u>また、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地取得を可能にすることにより、遊休農地の解消や多面的機能の保持がはかられる。担い手不足の当村において当該法人を新たな担い手として捉えることにより、担い手不足解消の一手段としても期待できる。</u></p> <p><u>なお、本特例により当該法人が民宿等経営法人の場合にも農地を取得できることになり、これによりグリーンツーリズムによる農業の体験を可能にする。更に、規模を拡大することにより、水田作物と畑作物の両方を体験させられ、法人経営においても多種多様な作物を自身で作ることができ、これを用いて来訪者をもてなすことにより地産地消も進むものと思われる。</u></p> <p><u>これにより遊休農地を解消しつつ同時に農地の多面的機能の増進と効率的利用を進めることができ、またグリーンツーリズムによる都市と農村の住民交流を、より緻密なものとし多種多様な体験を生み出すことが期待できる。</u></p>	<p>事を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては村の活性化に繋がる物と考える。</p>
<p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、前述の長期振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものである。当村には、国指定重要無形民俗文化財にも指定され、日本三大火祭りにも数えられる「道祖神火祭り」をはじめとする祭礼で日本酒とは縁の深い土地柄でありまた民宿を営む農家が多数いることから、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り当村を訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客様との結びつきを強いものにする。</p> <p>従来、スキー産業に頼りがちであった地域の活性化を根本から見直し、既存のリピーターに加え</p>	<p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、前述の長期振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものである。当村には、国指定重要無形民俗文化財にも指定され、日本三大火祭りにも数えられる「道祖神火祭り」をはじめとする祭礼で日本酒とは縁の深い土地柄でありまた民宿を営む農家が多数いることから、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り当村を訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客様との結びつきを強いものにする。</p> <p>従来、スキー産業に頼りがちであった地域の活性化を根本から見直し、既存のリピーターに加え</p>

新	旧
<p>新たに当地域のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。</p> <p><u>また、本計画により新たな農地の利用方法を提案することにより、今後更に増加が予測される担い手不在の農地の流動化を促進するものである。</u></p>	<p>新たに当地域のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。</p>
<p>7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>湯の郷・野沢温泉どぶろく特区は、これまで冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった地域の活性化を根本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた地域住民がグリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え自ら行動することにより低迷している活気を取り戻しグリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。</p> <p><u>当村内には 25ha を超える耕作放棄地が存在するが、水田農業ビジョンによる担い手への農地の集積は集落が点在することから飛躍的な解消は見込むことが出来ない。農業生産法人以外のリース方式による農業経営参入を担い手の一部として捉えることにより、当面全耕作放棄地の10%程度解消を目標として設定し農地の斡旋を進める事とする。また当該法人が民宿等経営法人の場合においては、リース方式により新たに農地を取得し農業に取り組むことにより、経営者独自の農業体験メニューを設定でき、更に自身で作った安心安全な作物を利用した地産地消が推進される。</u></p> <p>このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものとする。</p>	<p>7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>湯の郷・野沢温泉どぶろく特区は、これまで冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった地域の活性化を根本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた地域住民がグリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え自ら行動することにより低迷している活気を取り戻しグリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。</p> <p>このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものとする。</p>

新	旧
<p>8. 特定事業の名称</p> <p>707 特定農業者による濁酒の製造事業</p> <p><u>1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</u></p>	<p>8. 特定事業の名称</p> <p>707 特定農業者による濁酒の製造事業</p>
<p><u>別紙(特定事業番号1001)</u></p> <p>1. 特定事業の名称</p> <p><u>地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</u></p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>(1) 湯の郷・野沢温泉どぶろく特区内で特区の認定を受けて上記1の特定事業の用に供するため、農地所有者から所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する町村又は農地保有合理化法人</u></p> <p><u>(2) 湯の郷・野沢温泉どぶろく特区内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人から農地等の貸付を受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人</u></p> <p>3. 当該規制の特例措置の適用開始の日</p> <p><u>構造改革特区認定の日</u></p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p><u>(1) 事業に関与する主体</u></p> <p><u>農地等を貸し付ける主体は上記2(1)に記載の町村又は農地保有合理化法人とする。</u></p> <p><u>農地等の貸付を受ける主体は上記2(2)に記載の特定法人とする。</u></p> <p><u>(2) 事業が行われる区域</u></p> <p>野沢温泉村全域</p>	

新	旧
<p>(3)事業の実施期間 <u>上記3に記載の適用開始日以降</u></p> <p>(4)事業により実現される行為や施設などの詳細 <u>特例適用により、農業生産法人以外の法人が町村又は農地保有合理化法人より上記1の特定事業の用に供するため、農地等の貸付を受けて農業に参入することにより遊休農地の解消と共に農地の多面的機能を保持することが期待できる。</u></p> <p><u>なお、町村は、特定事業の実施により耕作事業を行う農業生産法人以外の法人と構造改革特別区域法に基づく協定を締結し、その耕作事業の適性かつ円滑な実施を確保することとする。なお、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる法人には、農業(企画管理業務も含む)に常時従事する役員を一人以上おくこととする。</u></p> <p><u>また当該法人が民宿等経営法人である場合は来訪者と共に農業を楽しむことができる。更に、米を作り酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出し、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。</u></p> <p>5. 当該規制の特例措置の内容 <u>2000年農林業センサスにおいて当特区内には25haを超える遊休農地が存在し、1990年との面積比較で118.9%の伸び率である。</u></p> <p><u>また、農家人口(下表)及び住民の年齢別人口(参考資料2)を見ると、高齢化率が28%を超えており、今後更に高齢化が進むものと思われる。村内には水田農業ビジョンにおいて担い手とされる者が8名(内訳:法人1、組合3、個人4)いるが、</u></p>	

新	旧
<p><u>水田を含む集落が点在し担い手においてすべてをカバーするに至っておらず、今後も飛躍的な集積は見込めないと思われる。この事からも、農業生産法人以外の法人を新たな担い手として捉え当該法人が遊休農地等の農地を取得し、農業経営に参入することにより、遊休農地の解消と共に農地の多面的機能の保持することが期待できる。</u></p> <p><u>さらに、当該法人が民宿等経営法人の場合においては農地等の貸付を受けて農業に参入しگریーツーリズム事業の柱となる農家民宿となり、当地の農産物を原料とした濁酒を提供し、農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進することになると期待できるため、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。</u></p> <p>農家人口と経営耕地面積</p>	